

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・一般競争入札の参加者の資格等		総合水産試験場
◎ 公 告		
・一般競争入札の実施		総合水産試験場
・土地改良区の定款変更の認可		農村整備課
・測量の終了		建設企画課
◎ 交通局公告		
・契約者等		総 務 課
◎ 公安委員会告示		
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認		交通企画課
・少年指導委員の委嘱		少年課
◎ 選挙管理委員会告示		
・不在者投票のできる施設の指定		選挙管理委員会書記室
○長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正		”

## 告 示

### 長崎県告示第423号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年6月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 競争入札に付する事項  
漁業調査船(鶴丸)中間検査及び補修工事
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
  - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和4年7月8日午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 【注】上記「ウ」「エ」について  
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
- 長崎県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。
- 国税：「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕 095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規

定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。))とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 一般競争入札の実施(公告)

次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和4年6月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

漁業調査船(鶴丸)中間検査及び補修工事

(2) 業務の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年8月22日から令和4年9月16日まで

(4) 履行場所

受注者が所有する造船所

(5) 入札の方法

ア 入札参加者は、競争入札参加資格審査結果通知書の写しを表封筒に入れ、入札書の中封筒に入れて持参又は郵送により提出すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会いのもとに、再度、再々度の入札を行うので入札者は出席すること。なお、立ち会う者が代理人の場合、委任状を持参すること。

エ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）に定める様式によること。

(6) 最低制限価格  
設けない。

(7) 低入札価格調査制度  
適用しない。

## 2 入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。）に定める資格を有する者で、営業品目が告示の品目区分表の「車両・船舶類」のうち、品目が「船舶」又は「船舶修理」のいずれかであること。

(4) 当該船舶が修繕可能かつ安全に上架できる施設並びに本船船員の宿泊が可能な施設（ドックハウス等）を確保でき、仕様書に示す業務を履行可能な者であること。

(5) この公告の日から10の開札までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から10の開札までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和4年7月8日 午後5時

## 4 競争入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、2の(4)を確認できる関係書類を令和4年7月8日午後5時までに5の部局に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。提出書類の詳細は、入札説明書による。なお、期限までに関係書類を提出しない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

（住所）〒851-2213 長崎市多以良町1551-4

（名称）長崎県総合水産試験場管理部総務課

（電話）095-850-6293

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(2) 入札説明書の交付場所は5の部局とし、交付期間は、この公告の日から令和4年7月8日まで（県の休日を除く。）の間で、かつ、時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 入札説明書の交付の請求は、直接又は郵送によることとし、電話及びファクシミリによる請求は認めな

い。なお、郵送で請求する場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒を同封し、5の部局に対し、期間内必着となるよう請求すること。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

9 入札書（郵送又は事前提出する場合）の提出場所及び受領期限等  
（提出場所）長崎県総合水産試験場管理部総務課  
（受領期限）令和4年8月2日 午後5時  
（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により、受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 開札の日時及び場所  
（日時）令和4年8月3日 午前11時  
（場所）長崎県総合水産試験場本館棟1階研修室

開札の結果、落札者が決定しない場合は、入札者の立会いのもとに、再度、再々度の入札を行うので、入札者は出席すること。なお、立ち会う者が代理人の場合、委任状を持参すること。また、開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同規模以上の、船舶の建造又は修繕に係る契約を2回以上締結し、それを証明するもの（2件）を提出する場合。なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し、判断すること。

㊦ 3,000万円以上

㊧ 1,000万円以上3,000万円未満

㊨ 1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同規模以上の、船舶の建造又は修繕に係る契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの（2件）を提出する場合。なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し、判断すること。

㊦ 3,000万円以上

㊧ 1,000万円以上3,000万円未満

㊨ 1,000万円未満

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(8)までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 落札決定の取消し
- 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 16 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 17 Summary
- 1) Nature of the services to be required :  
Mid-term inspection and repair work of the fisheries research boat (Tsurumaru)
- 2) Period of implementation:  
From August 22, 2022 to September 16, 2022
- 3) Place of implementation:  
Shipyard owned by the order receiver
- 4) Deadline for submission of tender:  
5 p.m. on August 2, 2022
- 5) Point of contact:  
General Affairs Division, Administration Department, Nagasaki Prefectural Institute of Fisheries  
1551-4 Taira-machi, Nagasaki City 851-2213  
TEL: 095-850-6293

### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月19日総会議決）を認可した。

令和4年6月21日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 西郷土地改良区  
認可年月日 令和4年6月13日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年6月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県西彼杵郡長与町高田郷（一部）地域	令和4年5月31日

**交 通 局 公 告****契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年6月21日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 購入品目及び予定数量  
軽油 970キロリットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（住所）〒850-0043長崎市八千代町3-1  
（電話）095-822-5141
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年5月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
（氏名）株式会社西日本宇佐美 九州支店 参与支店長 佐藤 義英  
（住所）福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 随意契約に係る購入単価  
126,260円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

**公安委員会告示****長崎県公安委員会告示第27号**

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年6月21日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
松田 肇	諫早警察署の管轄区域	令和4年6月8日

## 長崎県公安委員会告示第28号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項及び長崎県少年指導委員運営規則（平成18年長崎県公安委員会規則第20号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年6月21日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

活動区域	氏名	連絡先
松浦地区	尾野 博嗣	松浦警察署 0956-72-5110

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

## 選挙管理委員会告示

## 長崎県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和4年6月21日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

施設の名称	所在地	指定年月日
ケアハウスかしの木	佐世保市鹿町町下歌ケ浦109-2	令和4年6月10日

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二一一四

## 長崎県選挙管理委員会告示第32号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月21日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

改正後	改正前
<p>(掲示場の規格)</p> <p>第28条 法第144条の2第1項及び長崎県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年長崎県条例第31号。以下「ポスター掲示場設置条例」という。）第1条第1項の規定により設けるポスター掲示場（以下「掲示場」という。）は、<u>原則として</u>、別記第26号様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>2 前項の掲示場のポスターを掲示することができる区画の数は、あらかじめ県委員会が定め、市町村委員会に通知する。</p> <p>3 市町村委員会は、<u>原則として</u>、掲示場の区画の右上段から右下段の順に、順次、左へ同様の順によって、一連番号を表示しなければならない。</p>	<p>(掲示場の規格)</p> <p>第28条 法第144条の2第1項及び長崎県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年長崎県条例第31号。以下「ポスター掲示場設置条例」という。）第1条第1項の規定により設けるポスター掲示場（以下「掲示場」という。）は、別記第26号様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>2 前項の掲示場のポスターを掲示することができる区画の数は、あらかじめ県委員会が定め、市町村委員会に通知する。</p> <p>3 市町村委員会は、掲示場の区画の右上段から右下段の順に、順次、左へ同様の順によって、一連番号を表示しなければならない。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

印刷所  
印刷人長崎県  
長崎市権島町八番十二号株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏リン  
弥ト